

## 0170 | 著作権法

2 単位 (通信授業 2 単位)

志田陽子教授

## 授業の概要と目標

この授業では、わたしたちが知っておくべき権利やルールのうち、とくに「表現」に関わる法律を具体的に学ぶ。この分野に属する法律は、憲法 21 条「表現の自由」とこれに関連する法律、また、著作権法をはじめとする知的財産権の分野の法律である。

法学の分野について学習するためには、自分をとりまく社会を、問題意識をもって見ることが出発点となる。そしてその問題意識を、わたしたちに保障されたさまざまな「権利」や、民主的な制度や理念(公共性)と関連づけて考えることが必要となる。本授業では、具体的な問題について考えながら、こうした思考を実践することをめざす。

## 課題の概要

まず教科書の全体を 1 度、通読してほしい。それからレポート課題に進むこと。

レポート課題では、社会の中で実際に起きた事例(裁判例)を素材として、具体的に考える。

課題の詳細については、学習指導書『造形文化科目・教職に関する科目 平成 29 年度』を必ず参照すること。また、課題条件の中には、「関連する法律(憲法)の条文を挙げる」という条件があるが、課題作成にあたって、別冊の「学習のための法令案内」を活用してほしい。選んだテーマや事例によって、この「法令案内」に掲載しきれなかった法令を参照する必要がある場合は、各自で、適切な法令集を参照してほしい。

また、課題 1・課題 2 とも、学習指導書にあるとおり、参考文献を明示すること。とくに本授業では、著作権法上の「引用のルール」を実践できているかどうか大きな評価対象となる。

## ○通信授業課題 1

「例題」を参考にして、各自がもっとも関心をもったテーマをひとつ選び、必ず具体的な事例を参考にしながら論じる。そのさい、「論点」を明確にすることを目標としてほしい。課題 1 では、自分が選んだテーマと事例の正確な把握ができているか、これを考察するさいの「論点」を明確に意識できているかを、主な評価対象とする。

## ○通信授業課題 2

課題 1 で論じたテーマ・事例・論点について、自分の見解を論じる。その前提として、添削指導、新たに読んだ資料などを参考にすること。他人の著作(新聞記事や専門家の解説)と自分の論説とを区別して記述できているか、結論で書いている内容と自分で設定した論点とがかみ合っているかを、主な評価対象とする。

## 授業計画

まず、教科書全体を読み、対応する条文を参照しながら、「表現の自由」や「知的財産権」や「情報社会のルール」について総合的に学習する。この分野ではさまざまな法律が関連しあいながら登場するが、教科書を読み進めながら、今自分が学習している権利(問題)がどの法律で扱われている権利(問題)なのかを常に把握するように努めること。とくに憲法上の「人権」とそれ以外の多数の権利との区別、「憲法」と「著作権法」との区別をしっかりと意識してほしい。

次に、『造形文化科目・教職に関する科目学習指導書』に掲載した「例題」を参考にしながら、自分が関心をもって選んだテーマと事例について、もう一度教科書の該当箇所と条文を読み、他の資料も参考にして、より詳しく学習する。課題条件にしたがった課題作成をつうじて、法学的な思考を実践する。

## 成績評価の方法

◎科目試験

## 履修条件及び履修年次

[履修年次] 1～4 年次

[履修条件] なし

[備考] 履修年次は問わない。

## 教材等

教科書：志田陽子『新版 表現活動と法』(武蔵野美術大学出版局 2009 年)

学習指導書：『造形文化科目・教職に関する科目 平成 29 年度』

(武蔵野美術大学造形学部通信教育課程 2017 年)

『憲法・著作権法 学習のための法令案内』

(武蔵野美術大学造形学部通信教育課程 2017 年)

## その他

受講者のみなさんは、レポート作成のためにも、また、本授業での学習を生きたものにするためにも、教科書による学習と同時に、各人で、新聞報道などを通じて、日常の中でさまざまな素材に接する機会を作してほしい。